

別表第6 (第4. 3関係)

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設 (注1)	移設 (注2)	取替え (注3)
屋内消火栓設備、 屋外消火栓設備	①消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド →5個以下で、防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 →同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド	①ヘッド	加圧送水装置(制御盤)

	<p>時、令第10条第1項第5号に規定する無窓階と判定されたものに限る。)</p> <p>2 設置場所の状況図（火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所であることが確認できるもの）</p> <p>3 設備の構成及び操作（作動）順序説明書</p>
パッケージ型自動消火設備	<p>1 放射区域詳細図</p> <p>2 電源系統図</p> <p>3 非常電源関係図書</p> <p>(1) 設置場所及び据付場所の状況図</p> <p>(2) 容量計算書</p> <p>(3) 仕様書</p> <p>(4) 結線図</p> <p>4 設備の構成及び操作（作動）順序説明書</p>
特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に係るもの（位置・構造、構造類型及び区画貫通に係るもの）	<p>1 建具配置図・建具表</p> <p>2 内部仕上表・外部仕上表</p> <p>3 区画位置図</p> <p>4 共住区画の開口部計算書</p> <p>5 住戸等の平面詳細図</p> <p>6 二方向避難型特定共同住宅等における避難経路図</p> <p>7 開放型である旨の開放計算書（光庭判定計算書等）</p> <p>8 区画貫通部の施工詳細図・貫通配管リスト</p> <p>9 衛生・換気・電気設備図</p> <p>10 給湯湯沸設備等の配置図（特定光庭に面して設けられているものに限る。）</p>
特殊消防用設備等	<p>1 設備等設置維持計画</p> <p>2 設備等設置維持計画に基づく工事施工上必要な図書</p>

	<p>→既設と同種類のもの</p> <p>→1の選択弁において5個以内</p> <p>→加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>→1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲</p> <p>②手動起動装置</p> <p>→同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。</p>	<p>を含む。)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品</p>
<p>不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備</p>	<p>①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。)</p> <p>→既設と同種類のもの</p> <p>→5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>②ノズル</p> <p>→既設と同種類のもの</p> <p>→5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>③移動式の消火設備</p> <p>→既設と同種類のもの</p> <p>→同一室内に限る。</p> <p>④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置</p>	<p>①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。)</p> <p>→5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>②ノズル</p> <p>→5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>③移動式の消火設備</p> <p>→同一室内に限る。</p> <p>④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置</p> <p>→同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>すべての構成部品</p> <p>→放射区画に変更のないものに限る。</p>

	置、→既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。		
自動火災報知設備	①感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。	①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	①感知器 →10個以下 ②受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。))(救助袋)(緩降機)	該当なし	①本体・取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。
非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン)	①音響装置・起動装置・表示灯 →それぞれ5個以下（非常電源別置型は除く。）	①音響装置・起動装置・表示灯 →それぞれ5個以下で音響装置の包含範囲に支障ないもの	①既設と同一の種類に限る。
非常警報設備（放送設備)	①スピーカー →5個以下で非常電源・増幅器に影響のないもの	①スピーカー →5個以下で放送区域に変更のないもの	①既設と同一の種類に限る。
誘導灯	①本体	①本体	①既設と同一の種類

	→5個以下(非常電源別置型は除く。)	→5個以下 →移設により他の誘導灯に影響ないもの	に限る。
排煙設備	該当なし	手動起動装置のみ	すべての構成部品 →排煙区画に変更のないもの →非常電源に影響のないもの
連結散水設備	該当なし	①ヘッド →5個以下で、送水区域に変更のないもの	すべての構成部品 →送水区域に変更のないもの →非常電源に影響のないもの
連結送水管	該当なし	該当なし	すべての構成部品 →設計送水圧力に変更のないもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品 →非常電源に影響のないもの
無線通信補助設備	該当なし	同軸ケーブルのみ	すべての構成部品 →非常電源に影響のないもの

(注1) 増設とは、防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

(注2) 移設とは、防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

(注3) 取替えとは、防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能を有するものに交換することをいう。

別表第7 (第4. 5関係)

